

## 西宮市指定障害福祉サービス事業及び障害福祉サービスの設備及び運営等に関する基準等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第20号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）及び西宮市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第21号。以下「障害福祉サービス等基準条例」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

### (指定障害福祉サービス等基準条例及び障害福祉サービス等基準条例の趣旨及び内容)

第2条 指定障害福祉サービス等基準条例及び障害福祉サービス等基準条例の趣旨及び内容については、次条から第9条までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年障発第1206001号）に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

### (従業者の任用要件)

第3条 指定障害福祉サービス等基準条例第5条第1項及び第44条第1項の市長が定めるものは、指定居宅介護等の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものとする。ただし、指定障害福祉サービス等基準条例第7条において重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する場合及び第48条第2項において重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合は、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、厚生労働大臣が定めるものに読み替えるものとする。

### (サービス管理責任者の任用要件)

第4条 指定障害福祉サービス等基準条例第50条第1項第4号及び障害福祉サービス等基準条例第12条第1項第5号の市長が定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）に規定する厚生労働大臣が定めるものとする。

### (サービス提供責任者の任用要件)

第4条の2 指定障害福祉サービス等基準条例第113条第3項の市長が定めるものは、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第547号）に規定する子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものとする。

### (平均障害程度区分の算定基準)

第5条 指定障害福祉サービス等基準条例第79条第1項第2項、及び障害福祉サービス等基準条例第39条第1項第3号の市長が定める平均値は、厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年厚生省告示第542号）の定めるところによるものとする。

### (利用者負担額の算定基準)

第6条 指定障害福祉サービス等基準条例第83条第4項、第104条第4項、第145条第4項、第156条第5項の市長が定める費用は、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年厚生労働省告示第545号）の規定により算出された費用とする。

(支給決定障害者の範囲)

## 第7条 削除

第7条の2 指定障害福祉サービス等基準条例第157条第1項及び第2項の市長が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号）に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

(多機能型の特例基準)

第8条 指定障害福祉サービス等基準条例第201条第2項及び障害福祉サービス等基準条例第89条第2項の市長が定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）に規定する厚生労働大臣が定めるものとする。

(就労継続支援事業所A型の運営状況の評価方法)

第9条 指定障害福祉サービス等基準条例第183条の3及び障害福祉サービス等基準条例第71条の3の市長が定める事項及び市長が定めるところについては、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法(令和3年3月23日厚生労働省告示第88号)に定めるものとする。

## 付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年7月7日から実施する。